

4. 薬物常用者^{※3}による犯罪及び薬物に起因する事故

薬物を乱用すると、**急性中毒**によって**死亡**することがあるほか、その薬理作用から**幻覚**、**妄想**等の**精神障害**に陥り、**殺人**、**強盗**、**放火**等の凶悪な犯罪や重大な**交通事故**等を引き起こしたり、**自殺**を図ったりすることがあります。また、薬物の購入資金を得るための犯罪も発生しています。

※3 薬物常用者：覚せい剤、麻薬、大麻、あへん、向精神薬を常用している者及びトルエン等有機溶剤又はこれらを含むシンナー、接着剤等を常習的に乱用している者をいい、中毒症状にあるか否かを問いません。



注射痕



放火



自殺未遂



自傷



交通事故

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）とは、麻薬等と同様に多幸感、快感等を高めるものとして、「**合法ドラッグ**」等と称して販売されている製品ですが、乱用者自身の**健康被害**の発生にとどまらず、麻薬、覚せい剤等の乱用の契機（ゲートウェイ）となることも懸念され、また、**犯罪に悪用**されるおそれもあります。

薬事法により、幻覚等の作用を有する33種類の物質が「**指定薬物**」として、医療等の一定の用途に供する場合を除いて、その製造、輸入、販売等が禁止されています。（平成20年1月18日現在）



違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）

※写真の製品は、平成17年12月に厚生労働省等が輸入販売業者等に対して実施した立入検査において判明した薬事法違反製品です。